

第四十一号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費	人口	一人につき
1 議会総務費	人口	二五、九八七円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき
3 生活保護費	被保護者数	一人につき
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき
		一四七、二三二円

5 国民健康保険事業助成費 6 後期高齢者医療制度事業助成費	区立保育所入所児童数 私立保育所入所児童数 被保険者数 被保険者数	一人につき 一、五一九、八五八円 一人につき 七〇三、九九四円 一人につき 一二、八二九円 一人につき 七七、六二七円
三 衛生費 1 衛生費	人口	一人につき 九、七一二円
四 清掃費 1 清掃総務費 2 収集作業費 3 収集車両費 4 処理処分費	人口 人口 人口 人口	一人につき 四五二円 一人につき 五、三七二円 一人につき 一、四九八円 一人につき 三、〇六二円
五 経済労働費 1 生活経済費 2 産業経済費	人口 事業所数	一人につき 四五〇円 一箇所につき 五八、四九六円
六 土木費 1 建築公害費 2 都市整備費 3 道路橋りょう費 4 公園費	人口 人口 道路面積 公園面積	一人につき 二、三六八円 一人につき 一、〇九四円 一平方メートルにつき 四八円 一平方メートルにつき 一、五〇〇円
七 教育費		

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費 1 議会総務費 二 民生費 1 社会福祉費	人口 人口	一人につき 一人につき 一人につき
八 その他諸費 1 公債費 2 財産費 3 その他行政費	児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口 元利償還金 年度支払額 人口	一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一箇所につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき
3 その他の教育費	児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口	一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一箇所につき 一人につき 一人につき 一人につき
2 中学校費	児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数	一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一学級につき 一校につき
1 小学校費	児童数 学級数 学校数	一人につき 一学級につき 一校につき
二 投資的経費		
		三八、六三四円 一、〇三二、四六二円 一〇五、四一七、六一七円 四二、二七〇円 一、五五五、〇一〇円 一〇九、〇七七、五七八円 二七、七七九円 五三、〇四六、〇七一円 六、四三一円 一円 一円 一三、四五三円

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	三、八九八円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	一三、二〇三円
三 衛生費				
1	衛生費	人口	一人につき	二九六円
四 清掃費				
1	収集作業費	人口	一人につき	一七二円
2	処理処分費	人口	一人につき	三、一五三円
五 経済労働費				
1	生活経済費	人口	一人につき	一三三円
六 土木費				
1	建築公害費	人口	一人につき	七七八円
2	都市整備費	人口	一人につき	二〇一円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一四五円
4	公園費	人口	一人につき	一、四九七円
七 教育費				
1	小学校費	学校数	一校につき	一五七、七二九、〇五九円
2	中学校費	学校数	一校につき	一六八、一五六、二二二円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、五九六円
		園児数	一人につき	二五〇、七五四円
		人口	一人につき	五、三六七円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項(見出しを含む。)中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第五項の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和九年度及び令和十年」に改め、同項中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改める。

(提案理由)

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。